

2025年度 サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者 《基礎研修》 開催要項

1 目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という）の養成を図ることを目的とします

2 実施主体 山口県

3 実施機関 学校法人Y I C学院

4 対象者 山口県内の事業所で従事している（従事する見込みがある）方で、今後、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事することが見込まれる者等であって、次の（1）かつ（2）の要件を満たす者

※【**従事する見込み**】とは、今年度中に山口県内の事業所で従事する予定が具体的にある者。なお、申し込まれたDATAより、見込み事業所に問い合わせることがあります

(1) **相談支援従事者初任者研修を修了（全課程）又は受講（講義部分：2日間コース）した者（2025年度に修了または受講見込みの者も含む）**

(2) ① **サービス管理責任者** の場合

「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号）」の実務経験要件を各**基礎研修修了日までに満たす者又は（注）2年未満満たない者**

<サービス管理責任者の実務経験要件について>

サービス管理責任者研修の受講においては、別添「**サービス管理責任者の実務経験（一覧表）**」の実務経験要件を満たさなければ受講の対象とはなりませんのでご確認ください。不明な場合は、県の窓口にお問い合わせください

② **児童発達支援管理責任者** の場合

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号）」の実務経験要件を各**基礎研修修了日までに満たす者又は（注）2年未満満たない者**

<児童発達支援管理責任者の実務経験要件について>

児童発達支援管理責任者研修の受講においては、別添「**児童発達支援管理責任者の実務経験（一覧表）**」の実務経験要件を満たさなければ受講の対象とはなりませんのでご確認ください。不明な場合は、県の窓口にお問い合わせください

(注) **2年未満満たない者**とはそれぞれの「実務経験（一覧表）」に示す受講に必要な実務経験年数より2年引いた年数を満たす者

例) 一覧表に”5年”と記載されている場合、3年以上の実務経験で受講できますただし、《実践研修》を受講の際、**【例外的取り扱い】**での受講はできません

5 定 員 各50名程度（合計4回 200名程度）

6 受講料 25,300円（10%税込）

実施者側の都合を除き、受講料の返金対応はいたしませんので、ご了承ください

7 日程・会場（受講方法） ≪（講義）＋（演習）≫

≪講義≫ 各自、演習前に指定した期間にオンライン環境で動画を視聴

受講方法：指定された受講期間内に、インターネットが繋がる環境（パソコン・タブレット等）で講義（1日分）を動画視聴（YouTubeにて限定配信）。視聴後、『動画視聴確認レポート』を演習当日、受付に提出（レポート内容について各項目がそれぞれ100文字以上であること）。視聴期間・視聴方法については受講料振り込み後、別途案内します

≪演習≫

日程 受講決定で指定した1日のみ受講

【1回目】8月28日（木） 【2回目】8月29日（金）

【3回目】10月15日（水） 【4回目】10月16日（木）

会場 Y I Cスタジオ（山口市）

8 申込方法

「Web用受講申込フォーム」に直接入力

申込ホームページにある「Web用受講申込フォーム」から指示に従って入力し、送信してください。その後、自動配信により送信した内容が確認できます。氏名・生年月日は、修了証書に記載するため、正確に入力してください

なお、入力に不備のある申込については、受け付けない場合があります

9 募集期間

一次募集 申込期間 4月16日（水）10時～ 5月16日（金）17時必着

二次募集 申込期間 5月22日（木）10時～ 6月27日（金）17時必着

追加募集 申込期間 7月 7日（月）10時～

一次募集 の締め切り時点で、受け入れ体制に余裕がある場合、**二次募集** を行います

二次募集 の締め切り時点で、受け入れ体制に余裕がある場合、**追加募集** を行います

なお、**二次募集** **追加募集** は、原則先着順とし、定員に達した時点で締め切ります

※ 募集状況については、ホームページに掲載しますのでその都度確認してください

10 受講者の決定・研修案内

- ・申込情報を確認し、締め切り後、【**受講可否の通知**（受講料の振込案内）】を指定されたアドレス宛にメール送信します。但し、**一次募集**で定員を超過してお申込みがあった際は、県と相談のうえ、受講者を選出させていただきます。希望日の受講とはならない場合があります。あらかじめご了承ください
- ・受講料の入金が確認できた方には、【**受講決定通知**】を指定された宛先に郵送します
- ・【**受講決定通知**】発送後の**受講者の変更は、同一法人内であってもできません**。受講者都合での**日程の変更は、受講開始（講義動画開始日）前、かつ、受け入れ体制に余裕がある場合のみ、別途料金にて受け付けます**

11 研修内容について

別紙日程表を参照してください

12 《事前課題》の提出について

受講には事前課題が課されます。詳細は、別途案内いたします

※課題の提出が無い場合は、修了証書の交付はできません

13 昼食について

昼食は、お弁当の注文を受け付けます。詳細は、受講決定時にお知らせします

14 修了証書

研修の全日程修了者には、申込時に選択されたサビ管または児発管の修了証書を交付します

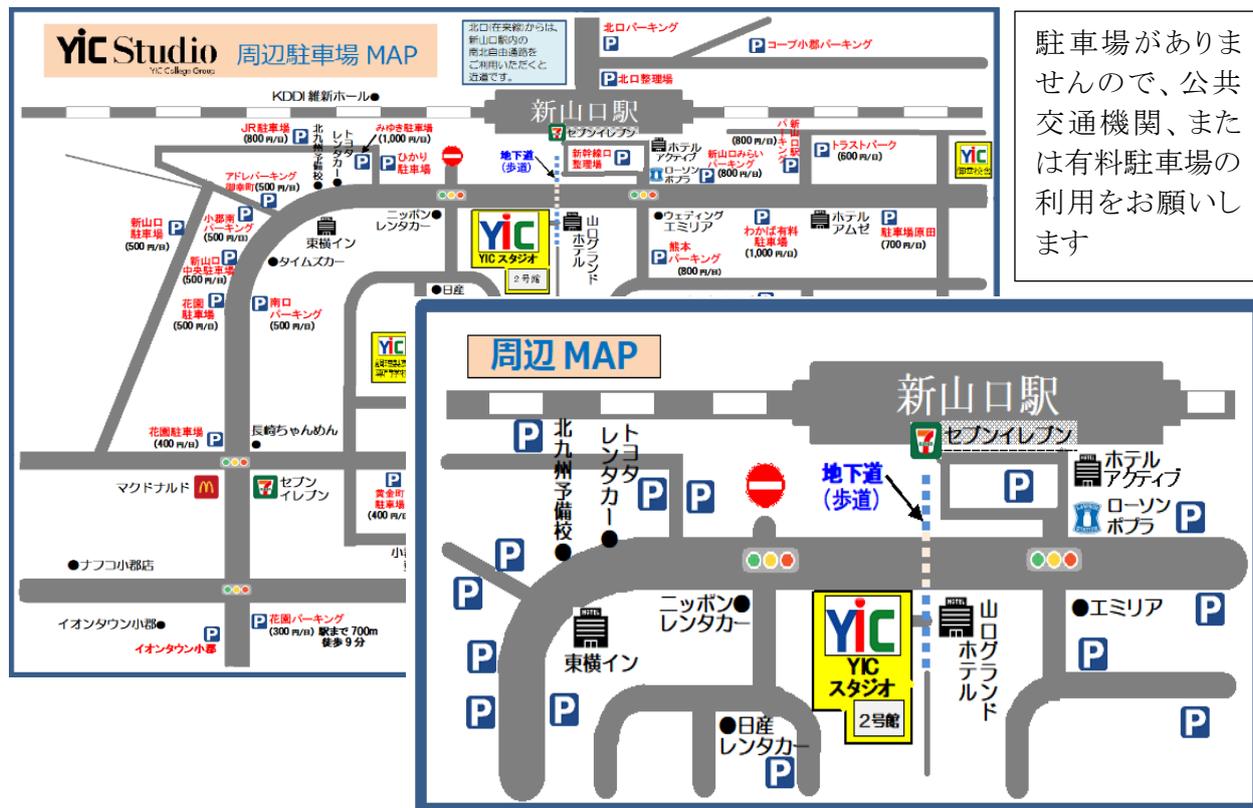
なお、修了者の名簿については県が管理します

15 その他

- (1) 研修当日は受講者本人であることを確認するため、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）をご持参のうえ提示してください。確認できない場合は、修了証書を交付できない場合があります
- (2) 《サービス管理責任者》及び《児童発達支援管理責任者》の基礎研修を受講する際【**相談支援従事者初任者研修（講義）**】を受講（予定）しておく必要があります。未受講の方は、別途、【**初任者研修（2日間）**】を必ず申し込んでください
- (3) 《サービス管理責任者》《児童発達支援管理責任者》いずれの実務要件も満たす場合、基礎研修を同時に申し込む必要はありません。申し込みをされた種別にて修了証書を交付します。サビ管として修了証書を交付された方が、児発管の実務要件を満たす場合は、児発管としても従事が可能です（逆も同様です）
- (4) 理由の如何を問わず、受講生の都合により、遅刻、早退、欠席された場合は、修了証書は交付できません
- (5) 本研修の受講決定は、受講決定者がサービス管理責任者等として配置される際の実務経験要件を満たしていることを保証するものではありません
- (6) サービス管理責任者等として従事するためには、【基礎研修】および【初任者研修（2日間）】を修了し、その後、実務を経験したうえで、【実践研修】を受講する必要があります。
- (7) 受講者の氏名および事業所名（所在地）は、研修当日の受講者名簿に記載する予定です。目的外使用は致しませんのでご理解をお願いします

16 (演習) 会場周辺図 Y I Cスタジオ

〒754-0021 山口県山口市小郡黄金町2番24号【研修当日 TEL (083)976-8111】



17 問い合わせ先

【研修申込等に関すること】

(事務局) 学校法人Y I C学院 担当：石田・松村・吉武

〒747-0802 山口県防府市中央町1番8号 YIC 看護福祉専門学校内 研修事務局

TEL (0835)28-0735 FAX (0835)26-1155 E-mail sousabi@yic.ac.jp

URL <https://www.yic.ac.jp/sousabi/>

【研修制度等に関すること (実務経験や配置基準の確認も含む)】

山口県健康福祉部障害者支援課 在宅福祉推進班

TEL (083)933-2764 FAX (083)933-2779

※ 問い合わせは、平日の 9:00 ~ 17:00 の時間内をお願いします

2025 年度 サービス管理責任者等 基礎研修 日程表

《事前学習》 内容	
●【事前課題の作成】	【事前課題1:自己紹介カード】
	【事前課題2:調べ学習】
	【事前課題3:事例熟読のうえ、ニーズと課題の整理表を作成】
	【事前課題4:動画視聴レポート(講義部分)】
●【事前動画の視聴】 (講義部分) ◆ 8月受講者 8/18 ~ 8/27 視聴 ◆ 10月受講者 10/5 ~ 10/14 視聴	・ サービス提供の基本的考え方
	・ サービス提供のプロセス
	・ サービス等利用計画等と個別支援計画の関係
	・ サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント
	・ 個別支援計画作成のポイントと作成手順

開催日	時間	【演習】内容	
いずれか一日 ● 第1回 8/28 ● 第2回 8/29 ● 第3回 10/15 ● 第4回 10/16	8:30~ 8:50	受付	
	8:50~ 9:00	開講	オリエンテーション
	9:00~12:50	演習	・ 個別支援計画の作成等
	13:35~17:20	演習	・ 個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)および記録方法等
	17:20~17:30	閉講	修了証書交付

※時間・内容は変更することがあります

※ 受講対象者要件の相談支援従事者【**初任者研修(講義部分:2日間)**】を受講済(または受講見込み)でない者は別途、該当研修の申込が必要です。研修は、以下の内容で動画視聴スタイルにて実施します。

1	障害児者の地域支援と相談支援従事者の役割に関する講義	5時間
2	相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義	3時間
3	障害者総合支援法等の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3時間